

4月3日(木) 東日本大震災復興特別委員会 質問事項

衆議院議員 階 猛

1. 復興事業用地の取得に関する特別措置法の必要性に対する認識如何？【根本復興大臣】
  
2. 復興事業のうち、収用適格事業にあたらないものにはどのようなものがあるか？  
【根本復興大臣】
  
3. 復興事業のうち、緊急使用の対象とならないものにはどのようなものがあるか？  
【根本復興大臣】
  
4. 緊急使用の申し立てに先立ち、事業者は土地調書を作成する必要性がないか？  
【根本復興大臣】
  
5. 緊急使用の許可後、収用委員会は直ちに土地の所有者等に通知を行うが、その名宛人の調査は誰がどの程度行うのか？【根本復興大臣】
  
6. 自公案では緊急使用の期間を1年に延長するが、仮に1年を経過しても収用裁決に至らなかった場合、当該土地で行われた工事はどうなるのか？【根本復興大臣】
  
7. 個々の所有者等の調査が完了する前に、不可逆的に工事に着工できるようにするには、民主・生活案、日弁連案、岩手県案のように、復興事業の用地の区域が確定した段階で補償金を予納すれば工事に着工できる仕組みが必要ではないか？【根本復興大臣】

以上